

關西貿易社營業前途之見込議案

關西貿易社ノ設置ハ政府直轄貿易ヲ聲援スル
ノ際ニ當テ組織ヲ立テシムガ故ニ其希望スル場
ノ目的何レモ直轄貿易ノ事業ヲ為ス之意ニ外
ナラザリシ

然ルニ今ヤ直轄貿易ハ一旦休憩ノ姿トナリ全
國直轄貿易者ヲ見ルニ内外為換ノ便法モ未タ
確定セザルモ、如シ然ラハ則チ當社ノ目的
モ亦タ目今ノ形勢ニ應シタリ適宜ノ營業ヲ案
出シテ當社ノ隆盛ヲ謀ラザル可ラス

第壹條 海外貿易ハ支那地方ノニ止メ他
ノ外國ニハ暫分ノ内着手セザルモトス

故ニ支那地方ヲ除ク、外他ノ外國ニ直輸
 ヲ依頼スルモノアルモ之ヲ謝絶ス可シ
 萬貫條 支那貿易ハ依托販賣ト自己販賣ト
 ノ數種ニシテ其依托販賣、如キハ製産者
 ノ依頼ニヨリテ臨時ノ營業ト見做シ而シ
 テ本社ノ主業ハ單ニ支那貿易品ノ賣買ノ
 ミトセハ其物品ノ區域狭少ナルガ故ニ今
 其區域ヲ廣メ凡テ世海全道ノ物品ハ之ヲ
 賣買シ又該道需用品ハ之ヲ輸送スルヲ務
 ム可シ
 萬三條 故ニ世海道ノ物産ヲ賣買スルノ種
 類ヲ分テ二トス其一ハ支那輸出品ニ係ル

昆布海鼠鰯推茸ノ類ヲ云ヒ其一ハ糟魚
 油塩魚子魚ノ類ヲ云フ而シテ此品類ハ大
 阪東京ニ於テ之ガ販賣ヲ試ミルモノトス
 右三條ノ目的ヲ擴張セントスルニ最モ緊要ト
 スルハ能ク賣買ノ機ニ應スルト否ラサルトニ
 ヲリテ著シキ損益ヲ見ル可シ抑モ世海道ノ地
 形ヲ見ルニ西海岸ヨリ函館近傍ハ日ニ開進ヲ
 競ヒ徒ニ商業既ニ至ラサル處ナク其賣買運轉
 ノ瞬連活潑ナルハ我内地輻湊地ノ商業ト虽モ
 亦タ一步ヲ讓ルノ景況アリ故ニ斯ニ事ヲ開ク
 モ容易ニ勝算ヲ得ル能ハサルモノ、如シ是ヲ
 以テ此西海岸及ヒ函館近傍ノ商事ハ能ク其時

機ヲ圖リテ賣買ヲ試シルモトシ本社ハ專ラ
 運送不便ニシテ未開地ナル根室及ヒ又ト口ツ
 プ諸島ニ於テ我カ目的ナル營業ヲ擴張スルモ
 ノトス可シ果シテ然ラハ騰算ヲ得ルヤ疑ハサ
 ルナリ何トナレハ北海道ノ地ハ各種貨物非常
 ニ騰貴シ亦々非常ニ下落ス故ニ其下落スル時
 ハ之ヲ買ヒ騰貴スル時ハ之ヲ賣ル可シ蓋シ非
 常ニ騰貴スルモハ彼ノ出產物ニ非ズ我ヨリ
 輸送スル處ノモノニシテ其欠乏ニ際シテハ非
 常ニ騰貴スレ乃チ之ヲ輸送シテ之ヲ賣ルヘ
 キノ時ナリ其非常ニ下落スルモノハ北海道產
 出ノ物品價格ニ對スル資金毎ニ不足スルヲ以

テ其資金ノ欠乏スルニ當テハ必ラズ其非常ノ
 下落ヲ見ル此レ其ノ之ヲ買フヘキノ時ナリ
 此目的ヲ誤ラズシテ能ク其機會ニ應スル時ハ
 北海道ノ商業ニ於テハ實ニ非常ノ利益ヲ得ル
 ヤ普ク人ノ知ル處ニシテ今茲ニ贅言ヲ待タズ
 此ノ如キ利益ノ得易キヲ知テ人ノ之ヲ為サハ
 ル所以ノモトハ仮令ヒ能ク機會ニ應スルモ運
 送ノ便宜ヲ得サルガ故ナリ運送ノ便宜ヲ得サ
 レハ目前ニ其利益ヲ知ルモ其ノ之ヲ収得スル
 能ハサルハ實際ノ景況ナリ
 故ニ今我カ關西貿易社ニ於テ前陳ノ目的ヲ達
 セント欲セハ北海道ノミ、運送ヲ便宜スル堅

固ナルハ蒸気船二艘ヲ購入シ而シテ毎ニ函館
支店ニ於テハ談道四方ノ相場ヲ照考シ一ハ物
品ヲ買付ルヤ否ヤ此二艘ノ汽船ヲ以テ函館港
ニ廻送ス可シ(函館マヲ廻送スルハ内外ノ汽
船及ヒ風帆船ノ便宜アリ)此運送シタル貨物ハ
或ハ函館ニ於テ之ヲ賣リ或ハ東京大阪ニ運送
シ時機ヲ失セズシテ之ヲ販賣ス可シ蓋シ當社
カ二艘ノ汽船ヲ購入シテ北海道ノ商業ヲ開カ
ント欲スル所以ノモ、ハ損益未定ナリ思惑ノ
高賣ヲ為サレハ精神ニ出ルナリ夫レ思惑高
賣ナルモノハ目下其貨物ヲ買置時ハ他日騰貴
ス可シト見込マテ購フモ其物貨遂ニ騰貴セ_レス

歸西書局

却テ下落ヲ為シ忽チ損害ヲ蒙ルナリ此理ヲ
推シテ之ヲ見レハ思惑高賣ナルモノハ彼ノ銀
束ノ空相場ヲ為スニ近シ故ニ當社ノ如キ大金
社ノ目的ニ於テハ思惑高賣ノ點ハ断シテ戒メ
サル可ラス今當社ガ二艘ノ汽船ヲ用トスルハ
産出地ノ相場ト販賣地ノ相場トヲ照考シテ正
ニ其幾許ノ利益アルヲ査定シ而シテ之ガ賣買
ヲ為スニ在レハ仮令ヒ或ハ其利益ノ少ナキナ
ラニモ決シテ損失ヲ為スノ患ヒナキモノニシ
テ大ニ當社ノ營業ヲ実着ナラシメントスル所
ナリ
又タ汽船ノナタル或ハ危嶮ニ海ルモトセハ

聞与貿易士本言

危嶮受員ニ付シテ可ナリ且ツ允ソ汽船購入ノ
價格及ヒ大サハ左ノ如クナリトス

一 蒸汽船 貳艘

代金八萬弗(壹艘ニ付四萬弗ツ)

此積石六千石(壹艘ニ付三千石ツ)

此汽船ハ英國倫敦府ニ於テ速ニ之ヲ購入
ス可シ取モ代價等ヲ定ムルハ別冊ノ船舶
表ニ依テ目算ヲ記ス

(此處利益計算表ヲ挿記ス)

右ノ如ク試算ヲ起ス片ハ汽船ハ汽船ノ為ニ利
益ヲ収メ貨物ハ運送ノ便宜ヲ得テ能ク其機ニ
應スルガ故ニ索買ノ目的ヲ失セサルノミナラ

ス此海道ノ地々根室地方ヨリ奥ニ至レハ千
金ノ價アルモ毛運送ノ道ヲ得サルガ為メ自
然ノ價格ヲ失スルハ今日ノ勢ナレハ今当社ニ
於テ運送ノ便宜ト之ニ對スル資本トヲ備ヘ置
キハ此海道ノ商業ハ意ノ如ク之ヲ為シ得ヘシ
論者能ク此理ヲ注意スヘキモノトス
以上ハ当社營業ノ大目的ナリ細カニ之ガ事物
ヲ區別シテ着手ノ順序ヲナスハ漸次監督部會
ニ於テ議案ヲ設テ協議ス可シ

.....

本資料は、大阪商工会議所所蔵の「五代友厚関係文書」収録資料のうち、お問い合わせの多いものを抜粋し公開するものです。

資料を複製使用する場合は、あらかじめ申請書を提出し許可を受けていただく必要があります。

手続きにつきましては、下記事務局までご連絡いただきますようお願いいたします。

【事務局】大阪商工会議所 大阪企業家ミュージアム

〒541-0053 大阪市中央区本町 1-4-5 大阪産業創造館 B1F

TEL 06-4964-7601 FAX 06-6264-6011

museum@osaka.cci.or.jp

.....